

○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。)

(第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ)

改正 平成 29 年 3 月 12 日 令和元年 12 月 1 日

令和 4 年 5 月 13 日 令和 6 年 8 月 1 日

審査基準

令和 7 年 3 月 24 日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ
処分の概要	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。)
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項(指定の基準等)
審査基準	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理 期間	14 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係

別紙

[別紙参照]